



第153回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2021年6月29日（火曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）



開催場所

静岡県浜松市中区板屋町111-1

アクトシティ浜松 中ホール

※今回開催場所が変更になっておりますので
ご注意ください。（P3参照）

※新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止のため、本定時株主総会にご出席される株主様は、ご自身の体調をお確かめの上、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
なお今回は、お土産のご用意はございません。

目次

招集ご通知 2

株主総会参考書類 5

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

事業報告 12

連結計算書類 28

計算書類 39

監査報告書 48

エンシュウ株式会社

証券コード：6218



株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当期は、昨年より続く新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、厳しい1年となりましたが、先行きが見通せない中、安全を確保しつつ従業員が一丸となってコスト管理を徹底するなど対応を行った結果、最終利益の黒字を確保することができました。

当社は、2020年2月5日に創立100周年を迎えましたが、新型コロナウイルス感染症の影響や、EV化への大きな流れもあり、環境変化対応の必要性を強く感じた年でもありました。

今年度より経営改革として、事業部制を廃止し機能別組織体制へ変更いたしました。社長、会長、副社長が各本部を統括し、識見とリーダーシップを最大限に活かすスピーディーに経営課題に対応する体制といたしました。また、新たに長期ビジョン、新中期経営計画を策定し、市場の拡大や環境変化等に対応してまいります。

当期の期末配当金につきましては、景気先行き不透明な状況から、1株当たり5円といたします。今後も、利益の最大化を図りながら利益剰余金を積み増し、財務体質の強化と安定的な配当を継続していくことを基本的な方針としてまいりたいと存じます。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2021年6月

証券コード 6218
2021年6月8日

株 主 各 位

静岡県浜松市南区高塚町4888番地

エンシュウ株式会社

代表取締役社長 山下 晴 央

第153回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第153回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日の出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後4時50分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 静岡県浜松市中区板屋町111-1 アクトシティ浜松 中ホール
3. 目的事項

- 報 告 事 項
1. 第153期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第153期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

.....
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎今回は、お土産のご用意はございません。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.enshu.co.jp/>）に掲載させていただきます。

1.議決権行使のお願い

- ・ご来場せず議決権を行使していただく方法として、郵送による行使ができます。**新型コロナウイルスの感染拡大の状況にご留意いただき、健康状態に関わらずご来場を見合わせて、可能な限り事前行使をしていただきますようお願い申し上げます。**
- ・書面による事前の議決権行使をご利用の際は、2021年6月28日(月)午後4時50分までに到着するようにご郵送ください。

2.開催場所の変更

- ・新型コロナウイルス対策として、座席間隔を広く取るため、開催場所が昨年とは異なります。
- ・ご来場の際は、裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

3.新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。

何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

- ①株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、例年よりも短時間でを行う予定です。
- ②消毒、検温、マスク着用等、株主様および関係者の安全のための措置にご協力をお願いいたします。ご協力いただけない場合には、ご入場をお断りする場合がございます。
- ③ご入場時の検温の際に37.5度以上の発熱が確認された場合、明らかに体調不良とお見受けした場合は、ご入場をお断りさせていただきます。また、ご入場後にマスクを常時着用されていない方につきましても、ご退出をいただく場合もございますので予めご了承のほどよろしくお願い申し上げます。
- ④会場の座席は、株主様同士の間隔を広く取るため、万が一満席となった場合は、入場をお断りする場合がございます。
- ⑤当日会場に来られなかった株主様のために肖像権およびプライバシーには十分配慮したうえでビデオ撮影を行い、後日、当社ウェブサイトにて公開する予定をしております。
- ⑥今回は、お土産のご用意はございません。

今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト(<https://www.enshu.co.jp/>)にてお知らせいたします。

4. 事前質問の受付について

本株主総会では、事前に株主総会の目的事項に関するご質問をお受けいたします。

受付期間：2021年6月8日（火曜日）から2021年6月21日（月曜日）午後4時50分まで

受付方法：当社ウェブサイト（<https://www.enshu.co.jp/>）へアクセス後、画面にしたがい下記の事項をご記載いただき、ご送信をお願い申し上げます。

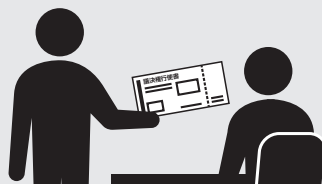
- ・株主番号 ※議決権行使書用紙に記載されている9桁の数字
- ・氏名／フリガナ ※法人の場合は、法人名、部署名、役職もご記載ください
- ・ご質問事項 ※お一人様につき2問までとさせていただきます

事前質問のうち、株主の皆様の関心の高いご質問の中から、社外取締役が数問を抽出し、株主総会当日にご回答させていただく予定ですが、個別のお問い合わせに対する回答はいたしかねますので、ご了承をお願い申し上げます。

事前質問のご送付の際に当社が取得した株主様の個人情報、本株主総会に関する業務以外に使用することはございません。

議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。

● ご来場して出席いただく場合 ●

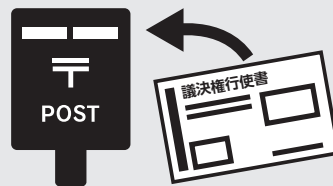


日時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

● ご来場せずに議決権を行使する方法 ●



行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後4時50分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示いただき、ご返送くださいますようお願い申し上げます。（切手を貼らずにご投函ください。）

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、好不況の波の大きい工作機械業界において安定的に配当を継続する為に、収益体質の強化による利益の最大化を図りつつ、利益剰余金を積み増していくことを資本政策の基本的な方針としております。

当社グループにおきましては、来期（2022年3月期）は工作機械関連事業の不調により連結当期純利益は赤字を予想しております。このような状況においては、内部留保を確保し経営と雇用の安定化を図ることが株主共通の利益につながるものと考えており、当期の期末配当につきましては、1株あたり5円とさせていただきたいと存じます。

（1）配当財産の種類

金銭

（2）株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金 5円 総額31,528,030円

（3）剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）（3名）全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。経営体制の一層の強化を図るため、取締役（監査等委員である取締役を除く）1名を増員することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

やました

山下

はるお

晴央

（1959年1月1日生）

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況

17,900株

16回中16回（100%）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
2006年 4月 当社工作機械事業部 メカ設計グループ長
2007年 4月 当社工作機械事業部 技術部長
2008年 4月 当社部品事業部 製造部長
2010年 8月 当社工作機械事業部 営業部主幹
2011年 1月 ENSHU Thai社長 兼 BANGKOK ENSHU MACHINERY社長
2012年 4月 当社工作機械事業部 副事業部長
2012年 6月 当社取締役 工作機械事業部長
2014年 6月 当社常務取締役 工作機械事業部長
2014年 12月 当社常務取締役 工作機械・レーザー事業部長
2016年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員
2017年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員
2021年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 兼 技術・製造本部長
現在に至る

（重要な兼職の状況）

なし

取締役候補者とした理由

山下晴央氏は、長年にわたり工作機械・輸送機器の両事業部を牽引し、事業全般に精通した豊富な経験と実績を有しております。また常務、副社長、社長を歴任し、経営者として経営全般に関する知見を有しております。引き続き、当社の今後の経営戦略の実現を図ると共に、業務執行の監督を行うに適任と判断し、取締役として選任しております。

候補者
番号

2

かつくら
勝倉

ひろかず
宏和

(1960年10月29日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況

12,400株

16回中16回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 (株)日本興業銀行入行
2009年 1月 (株)みずほコーポレート銀行 営業第七部 副部長
2010年 12月 (株)みずほフィナンシャルグループ 監査役室 室長
2013年 2月 当社出向
管理本部企画推進室長 (理事)
2013年 8月 当社管理本部企画財務部長 (理事)
2014年 6月 (株)みずほフィナンシャルグループ退社・当社入社
当社取締役 管理本部長
2016年 4月 当社取締役 常務執行役員 管理本部長
2017年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員 兼 管理本部長
2020年 12月 当社代表取締役会長 会長執行役員 兼 管理本部長
現在に至る

(重要な兼職の状況)

なし

取締役候補者とした理由

勝倉宏和氏は、長年にわたり金融業務に携わり、広範な知識、豊富な経験を有しております。当社においては、会長として全社的視点で会社経営に尽力すると共に、財務部門をはじめとして幅広く管理本部の長として牽引しております。引き続き当社の今後の経営戦略の実現を図ると共に、業務執行の監督を行うに適任と判断し、取締役として選任しております。

候補者
番号

3

すずき
鈴木

あつし
敦士

(1961年9月16日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況

14,800株

-回中 -回 (- %)



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月 当社入社
2007年 4月 ENSHU GmbH社長
2008年 4月 当社工作機械事業部 営業管理部長
2009年 4月 当社工作機械事業部 営業部主幹
2011年 10月 当社工作機械事業部 営業部主幹 兼 グローバル推進室部長
2012年 4月 当社工作機械事業部 営業部長
2012年 6月 当社取締役 工作機械事業部 営業部長
2013年 4月 当社取締役 工作機械事業部 副事業部長
2014年 12月 当社取締役 工作機械・レーザー事業部 副事業部長
2016年 4月 当社取締役 上席執行役員 工作機械・レーザー事業部長
2016年 6月 当社上席執行役員 工作機械・レーザー事業部長
2018年 4月 当社常務執行役員 工作機械・レーザー事業部長
2020年 12月 当社副社長執行役員 兼 工作機械・レーザー事業部長
2021年 4月 当社副社長執行役員 兼 営業・開発本部長
現在に至る

(重要な兼職の状況)

なし

取締役候補者とした理由

鈴木敦士氏は、長年にわたり工作機械事業部長として事業部を牽引し、事業全般に精通した豊富な経験と実績を有しております。また当社現地法人であるENSHU GmbH社長、常務、副社長を歴任し、経営全般に関する知見を有しております。当社の今後の経営戦略の実現を図ると共に、業務執行の監督を行うに適任と判断し、取締役として選任しております。

候補者
番号

4

すみおか
墨岡りょういち
良一

(1956年4月25日生)

所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況

16回中16回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4月 ヤマハ発動機(株)入社
 2007年 6月 Yamaha Motor Asia Pte. Ltd.社長
 2010年 1月 ヤマハ発動機(株) MC事業本部事業戦略統括部長
 2011年 3月 同社執行役員 MC事業本部第1事業部長
 2012年 3月 同社上席執行役員 MC事業本部第3事業部長
 2013年 1月 同社上席執行役員 企画・財務本部副本部長
 2017年 3月 同社退任・顧問就任
 2017年 6月 当社社外取締役(現任)
 2019年 3月 ヤマハ発動機(株) 顧問退任
 現在に至る

(重要な兼職の状況)

なし

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

墨岡良一氏は、長年にわたりヤマハ発動機(株)の役員を務められた経験があり、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社の経営を監督していただくと共に、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、経営強化に寄与していただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。主要株主であるヤマハ発動機(株)の上席執行役員を2017年3月に退任後3年経過、また、2019年3月に同社顧問を退任していることから2020年4月に独立社外役員として東京証券取引所へ届け出をしています。

- (注) 1.※は新任の取締役候補者であります。
 2.各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 3.墨岡良一氏は、社外取締役候補者であります。墨岡良一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ており、選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 4.当社は、墨岡良一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額(最低責任限度額)のいずれか高い金額としており、同氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
 5.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる同項に定める損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 6.墨岡良一氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本議案は、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。補欠の監査等委員である取締役は、監査等委員である取締役が、法令に定める員数を欠くことになった場合に、監査等委員である取締役に就任するものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

むらまつ	な お み		所有する当社株式の数	取締役会への出席状況
村松	奈緒美	(1972年7月20日生)	0株	-回中 -回 (- %)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2002年 10月 静岡県弁護士会登録
2002年 10月 石塚・村松法律事務所入所
現在に至る

(重要な兼職の状況)

石塚・村松法律事務所 弁護士
(株)サラーコーポレーション 社外取締役(監査等委員)

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

村松奈緒美氏は、弁護士としての専門的な知見および豊富な経験を有し、企業法務の実務に長年にわたり携わっていることから、職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任しております。

- (注) 1.候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2.村松奈緒美氏が就任した場合は、監査等委員である社外取締役となります。
3.村松奈緒美氏が就任した場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
4.村松奈緒美氏が就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額(最低責任限度額)のいずれか高い金額としております。
5.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる同項に定める損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

(ご参考)

取締役体制

(2021年4月1日現在)

地 位	氏 名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況
代表取締役社長	山下 晴央	16/16回 (100%)	—
代表取締役会長	勝倉 宏和	16/16回 (100%)	—
社 外 取 締 役	墨岡 良一	16/16回 (100%)	—
取 締 役 (常勤監査等委員)	中村 泰之	16/16回 (100%)	13/13回 (100%)
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	石塚 尚	16/16回 (100%)	13/13回 (100%)
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	森 和彦	16/16回 (100%)	13/13回 (100%)

執行役員体制

(2021年4月1日現在)

地 位	氏 名	担 当
社長執行役員	山下 晴央	兼 技術・製造本部長
会長執行役員	勝倉 宏和	兼 管理本部長
副社長執行役員	鈴木 敦士	兼 営業・開発本部長
上席執行役員	鈴木 利夫	営業・開発本部 副本部長 (開発・プロポーザル担当)
上席執行役員	松永 浩一	技術・製造本部 副本部長 兼 第1製造部長
執 行 役 員	内山 浩一	技術・製造本部 生産管理部長
執 行 役 員	加藤 猛	営業・開発本部 第2営業部長
執 行 役 員	※ 田代 繁甲	技術・製造本部 技術部長

(注) ※は新任の執行役員であります。

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界的に経済活動が縮小するなど大きな影響がございました。

我が国経済においても、経済活動の停滞が発生するなど、先行きが不透明な状態が続いており、新型コロナウイルス感染症の収束時期は未だ見通せない状況です。

このような情勢の中、当社グループは受注確保に向け市場拡大プロジェクトを推進するなど、アジア地域、北米、国内への拡販を図るとともに、生産効率化や原価低減などの推進に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、両事業部門ともに減少し22,120百万円（前期比18.4%減）となりました。

損益につきましては、工作機械関連事業は黒字を確保することができ、部品加工関連事業は通期では赤字となりましたが下期は仕事量増加に伴い黒字化し、営業利益は463百万円（前期比78.2%減）、経常利益は424百万円（前期比75.6%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は250百万円（前期比81.5%減）となりました。

(単位：百万円)

事業別	売上高	受注高
工 作 機 械 関 連 事 業 部 門	13,067	7,043
部 品 加 工 関 連 事 業 部 門	8,982	10,201
そ の 他 部 門	70	70

(注) 当連結会計年度より事業内容を適正に表示するため、従来「輸送機器関連事業部門」としていた名称を「部品加工関連事業部門」に変更しております。当該変更は名称のみの変更であるため部門情報に与える影響はございません。

以下、各事業部門の状況についてご報告申し上げます。

【工作機械関連事業部門】

当連結会計年度における日本工作機械工業会（日工会）の受注総額は9,884億円（前期比10.1%減）と大幅な減少となりました。特に上期においては月の受注額が600億円を切るなど、営業活動が滞るなど厳しい年となりました。

工作機械関連事業部門につきましては、自動車関連の設備投資が停滞する厳しい状況の中で、受注確保のために商社と連携するなど国内外において積極的な営業活動を行いました。当連結会計年度の受注総額は7,043百万円（前期比45.2%減）、期末の受注残高は5,528百万円

(52.1%減)となりました。損益面においては、当連結会計年度の売上高は13,067百万円（前期比22.7%減）となりましたが、営業利益面においては、コスト削減や仕事量に合わせた柔軟な人材配置を進め、425百万円（前期比78.4%減）と黒字を維持することができました。

【部品加工関連事業部門】

部品加工関連事業部門におきましては、上期は国内外において新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け減産を余儀なくされたものの、下期より徐々に稼働が上向きはじめるなど回復した結果、売上高は8,982百万円(前期比11.4%減)となりました。損益面におきましては、生産性向上活動などにより費用削減を徹底してまいりましたが、上期生産調整による減収の影響が大きく、営業損失は14百万円(前年同期は営業利益100百万円)となりました。

【その他部門】

不動産賃貸事業により売上高は70百万円（前期と同額）となり、営業利益は51百万円（前期比0.0%増）となりました。

2. 対処すべき課題

工作機械関連事業部門におきましては、引合状況は回復基調ではあるものの、厳しい受注環境が続いております。また、当社の主要顧客である自動車業界は、EV化、自動運転などの大きな変革期を迎えており、それらの環境変化への対応も進めていく必要がございます。

部品加工関連事業部門におきましては、主要顧客の増産対応を受け、今期における仕事量は順調に推移すると見込まれます。一方で、長期的には既存加工製品は縮小傾向にあり、新たな仕事の確保や競争力をもつ生産体制を築く必要がございます。

2021年5月13日に発表した「長期ビジョン、新中期経営計画」に基づき、市場の拡大や環境変化対応等、各課題にスピーディーに対応し、収益、財務体質の改善を進め、更なる発展と成長に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資額は1,172百万円であります。内訳は部品加工関連事業部門において794百万円、工作機械関連事業部門において366百万円、その他部門において11百万円でありました。

4. 財産および損益の状況の推移

区 分	第150期 2018年3月期	第151期 2019年3月期	第152期 2020年3月期	第153期 2021年3月期
売上高 (百万円)	23,479	30,747	27,125	22,120
経常利益 (百万円)	674	2,266	1,742	424
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	597	1,616	1,355	250
1株当たり当期純利益 (円)	94.75	256.34	214.94	39.71
総資産 (百万円)	31,376	34,995	35,780	32,996
純資産 (百万円)	7,113	8,605	9,804	10,007

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第150期の期首に株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

5. 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
ENSHU (USA) CORPORATION	千米ドル 2,302	% 100.0	各種工作機械・専用機の販売およびサービス
ENSHU GmbH	千ユーロ 511	% 100.0	各種工作機械・専用機の販売およびサービス
ENSHU (Thailand) Limited	千バーツ 20,600	% 100.0 (74.8)	各種工作機械・専用機の販売およびサービス
BANGKOK ENSHU MACHINERY Co.,Ltd.	千バーツ 50,300	% 100.0 (51.7)	各種工作機械の製造、販売サポート業務
PT.ENSU INDONESIA	千米ドル 100	% 100.0 (1.0)	各種工作機械・専用機の販売およびサービス
遠州 (青島) 機床製造有限公司	千元 9,867	% 100.0	各種工作機械の製造、販売サポート業務
遠州 (青島) 機床商貿有限公司	千元 8,097	% 100.0	各種工作機械・専用機の販売およびサービス
ENSHU VIETNAM Co.,Ltd.	千米ドル 11,460	% 100.0	輸送機器の部品製造および工作機械のメンテナンス

当社の連結子会社は上記の8社であります。

(注) 出資比率の()内は、間接所有分内数であります。

6. 主要な事業内容

事業部門	主 要 製 品
工 作 機 械 関 連 事 業	金属加工機械と搬送装置を活用した工場生産ライン、金属加工機械（マシニングセンタ）、各種専用機、レーザー加工機他
部 品 加 工 関 連 事 業	二輪車、四輪バギー、水上バイクおよび船外機のエンジン部品加工、乗用車、商用車の駆動部品加工
そ の 他	不動産賃貸事業

7. 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地
本 社 お よ び 工 場	静 岡 県 浜 松 市 南 区
浜 北 工 場	静 岡 県 浜 松 市 浜 北 区
東 京 支 店	東 京 都 品 川 区
大 阪 支 店	大 阪 府 吹 田 市

8. 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,044 名	27 名増

9. 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,114 百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	3,114 百万円

(注) 上記借入額には、株式会社みずほ銀行他によるシンジケートローンは含まれておりません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 15,000,000株
2. 発行済株式の総数 6,353,454株
(自己株式 47,848株を含む)
3. 株主数 4,867名
4. 大株主

株 主 名	持 株 数 株	持株比率 %
エ ン シ ユ ウ 取 引 先 持 株 会	737,090	11.68
ヤ マ ハ 発 動 機 株 式 会 社	645,739	10.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	288,700	4.57
浜 松 ホ ト ニ ク ス 株 式 会 社	200,000	3.17
前 尾 和 男	186,700	2.96
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	157,267	2.49
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	145,500	2.30
株 式 会 社 り そ な 銀 行	141,425	2.24
前 尾 吉 信	120,000	1.90
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	116,700	1.85

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
山下晴央	代表取締役社長 社長執行役員	
勝倉宏和	代表取締役会長 会長執行役員 兼 管理本部長	
墨岡良一	社外取締役	
中村泰之	取締役 常勤監査等委員	
石塚 尚	社外取締役 監査等委員	石塚・村松法律事務所 弁護士 株式会社桜井製作所 社外監査役
森 和彦	社外取締役 監査等委員	浜松ホトニクス株式会社 上席執行役員 株式会社磐田グランドホテル 監査役 株式会社浜松ホトアグリ 監査役

- (注) 1) 取締役墨岡良一氏、石塚尚氏ならびに森和彦氏は、社外取締役であります。
- 2) 取締役中村泰之氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議への出席や、内部統制部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。また、長年にわたり金融業務に携わり、広範な知識、豊富な経験を有しており、当社では取締役として財務部門を含めた管理部門の長を長年務めてきた経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
- 3) 取締役墨岡良一氏、石塚尚氏ならびに森和彦氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 4) 監査等委員森和彦氏は、浜松ホトニクス株式会社の経理関連部門で経理経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、2016年6月29日開催の第148回定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が取締役中村泰之氏および社外取締役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、100万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額いずれか高い額を限度として、その責任を負うことといたします。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものといたします。

3. 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、基本報酬、業績連動報酬としての長期業績連動報酬（株式購入）と短期業績連動報酬により構成し、取締役の報酬は月額報酬としております。長期業績連動報酬は、対象となる取締役に対し、金銭報酬の中から毎月一定額を役員持株会に拠出し自社株を取得するものです。短期業績連動報酬は、会社の業績と各取締役の短期業績を勘案し、決定しております。社外取締役については、業務執行を行うものではない事を踏まえ、業績連動報酬は支給せず、基本報酬のみとしております。

また、決定方針は、判断の客観性と透明性を高めるため、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定しております。

なお、次期の取締役の報酬については、業績連動報酬のウェイトを拡大する内容の変更を行

っております。また、新型コロナウイルス禍における業績低迷を予想し2020年5月より報酬額の一部をカットしております。次期の報酬につきましても継続しております。

当事業年度の役員報酬の決定につきましては、指名・報酬諮問委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会はその答申通りの決定をしております。監査等委員である取締役の各報酬額は、監査等委員の協議により決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員は除く）の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第148回定時株主総会において年額200百万円以内（うち、社外取締役分は年額20百万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は1名）です。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第148回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員 の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	54 (3)	54 (3)	0 (-)	- (-)	3 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	20 (7)	20 (7)	0 (-)	- (-)	3 (2)

（注）取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

④ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等の額（または数）の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、個別営業利益、連結営業利益、個別期末受注残高、連結期末受注残高、連結総資産回転数であり、また、当該業績指標を選定した理由は、当社の収益状況等を示す重要な財務数値であることから、当該指標を選択しております。

業績連動報酬等の額の算定方法は、当該指標の目標値に対する達成度合及び各取締役の年間目標の達成度合を勘案し、決定しております。

(百万円)

項目	ウェイト	目標値	実績値
個別営業利益	35%	1,187	1,606
連結営業利益	25%	2,100	2,120
個別期末受注残高	20%	非開示	非開示
連結期末受注残高 (注)	10%	24,500 (工機：12,500 部品：12,000)	21,615 (工機：11,553 部品：10,062)
連結総資産回転数	10%	非開示	非開示

(注) 部品 (部品加工関連事業) の目標値・実績値は、評価時点の153期売上見通しとしております。

4. 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係および当期における主な活動状況等

- ・社外取締役 墨岡良一氏

当期における主な活動状況としましては、当期に開催した取締役会16回中16回に出席し、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに適宜発言を行いました。

- ・社外取締役 (監査等委員) 石塚尚氏

同氏は、石塚・村松法律事務所の弁護士であります。また、株式会社桜井製作所の社外監査役に就任しております。なお、当社と当該他の法人等との関係で記載すべき該当事項はありません。

当期における主な活動状況としましては、当期に開催した取締役会16回中16回に出席、監査等委員会13回中13回に出席し、主に弁護士として専門的見地から適宜発言を行いました。

- ・社外取締役 (監査等委員) 森和彦氏

同氏は、当社の持株比率3.17%を保有する大株主である浜松ホトニクス株式会社の上席執行役員を兼務しております。また株式会社磐田グランドホテルおよび株式会社浜松ホトアグリの監査役に就任しております。なお、当社と当該他の法人等との関係で記載すべき該当事項はありません。

当期における主な活動状況としましては、当期に開催した取締役会16回中16回に出席、監査等委員会13回中13回に出席し、主に財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに適宜発言を行いました。

- ・社外取締役3名は、指名・報酬諮問委員会に出席し、取締役および執行役員の人事・報酬に関し、実質的決定権を有しております。

Ⅳ. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

仰星監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

(注) 1) 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

2) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法監査と金融商品取引法監査の報酬等の額は明確に区分できないため、これらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当する事項はございません。

4. 子会社の監査に関する事項

当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また監査等委員会は会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の目的とすることといたします。

6. 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

V. 会社の体制及び方針

当社は、2020年4月28日開催の取締役会において、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省で定める体制の整備」について決議しており、決議内容は下記のとおりであります。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は、「エンシュウ株式会社 行動規範」を定め、当社の取締役及び執行役員（以下、「取締役等」という）は、法令・定款を遵守するための法令遵守体制に関わる規程を整備する。社長は、内部統制を推進する組織として内部統制部を設置するとともに、法令遵守の全社的推進組織として、管理本部担当の執行役員を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。同委員会は、年2回の内部統制会議において、当社の取締役等の法令遵守状況等について報告を行い、取締役会はこれをレビューする。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役等は、情報の保存及び管理に関する規程を整備し、情報の保存及び管理に関する全社的推進組織として、管理本部担当の執行役員を委員長とする「情報管理委員会」を設置する。同委員会は、年2回の内部統制会議において、当社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理の状況について報告を行い、取締役会はこれをレビューする。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の取締役等は、損失の危険の管理に関する規程を整備し、損失の危険の管理に関する全社的推進組織として、管理本部担当の執行役員を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。同委員会は、経営活動の遂行を阻害するリスク要因を整理して年2回の内部統制会議において報告を行い、取締役会は、それらの発生予防と発生時の損害を最小限にするように必要な指示を行う。

特に、会社に重大な影響を及ぼす可能性のある品質問題については、早期に状況を把握し終結させるため、社長を委員長とする「品質管理委員会」を設置する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、取締役会規則に基づき経営の基本方針、法令で定められた事項等を決定し、当社の取締役等の業務執行状況を監督する。取締役会は、上記以外の業務執行に係る決定を社長に委任し、社長は、当社の取締役等の職務執行が効率的に行われるよう規程類の整備を行うとともに、経営会議等において必要な指示を行う。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は、「エンシュウ株式会社 行動規範」を定め、当社の取締役等は、法令・定款を遵守するための法令遵守体制に関わる規程を整備するとともに、法務室を設置して各種法令に関する社内指導を行う。社長は、法令遵守の全社的推進組織として、管理本部担当の執行役員を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。同委員会は、年2回の内部統制会議において、当社の使用人の法令遵守状況について報告を行い、取締役会はこれをレビューする。

6. 次に掲げる体制その他の当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

6-イ.当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の取締役等は、当社の子会社が重要事項を当社に報告するための規程として「関係会社管理規程」を定める。また、業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告する体制を確保し、年2回の現法合同役員会等を通じて、円滑な情報交換を推進する。

6-ロ.当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の取締役等は、当社の子会社の損失の危険の管理を推進するため、年2回の現法合同役員会等を通じて、子会社の取締役等との情報交換を行い、また、必要に応じて取締役等または社員を子会社に派遣する。当社の「リスク・コンプライアンス委員会」は、子会社の損失の危険の管理に関し、必要な指導を行う。

6-ハ.当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役等は、当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「関係会社管理規程」を定め、年2回の現法合同役員会等により、情報交換を行い、また必要に応じて取締役等または社員を子会社に派遣する。

6-2. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役等は、当社の子会社の取締役等に対し、「関係会社管理規程」により必要な報告を求め、所在国の法令等を踏まえて各社ごとに「行動規範」を定めるよう指示し、子会社の取締役等は、法令・定款を遵守するための法令遵守体制を整備する。また、当社の取締役等は、当社の子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、年2回の現法合同役員会等を通じて情報交換を行い、また必要に応じて、取締役等または社員を子会社に派遣する。

7. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役等及び使用人に関する事項

当社の監査等委員会より職務を補助すべき取締役等及び使用人を置くことを求められた場合は、速やかに対応するものとし、補助すべき使用人の配置にあたっては当社の監査等委員会と協議しその意見を十分考慮して検討を行う。

8. 前号の取締役等及び使用人の当社の他の取締役等（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

当該取締役等の業績評価、及び当該使用人の人事異動、人事考課については当社の監査等委員会の同意を得る。

9. 当社の監査等委員会の第7号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該取締役等及び使用人の当社の他の取締役等（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保することで、当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役等及び使用人に対する指示の実効性を確保する。

10. 次に掲げる体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

10-イ. 当社の取締役等（監査等委員である取締役を除く）並びに使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制

当社の取締役等及び使用人は、重要な業務執行を審議するため、経営会議等を開催し、当社の監査等委員は、会議等に参加しその報告を受ける体制とし、報告を受けた監査等委員は、監査等委員会へその内容を報告する。また、取締役等及び使用人は、全社的（当社及び当社グループ）に特に重大な影響を及ぼす事項については、即報制度等により、速やかに監査等委員に報告する。

10-ロ.当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、「関係会社管理規程」を通じて当社の取締役等に報告し、当該取締役等は当社の監査等委員に対して、当社並びにその子会社から成る企業集団に重大な影響を及ぼす事項及び内容を速やかに報告する。報告を受けた監査等委員は、監査等委員会へ報告する。

11. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前号の報告をした当社並びにその子会社から成る企業集団の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当該報告をしたことを理由とした不利益な扱いを受けないよう取締役会及び経営会議が監視する。

12. 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をした時は、明らかに監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、管理本部は速やかに当該費用又は債務を処理する。

13. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員は、監査が効率的且つ効果的に行われるために、経営会議等重要会議に出席し、代表取締役及び会計監査人との定期的な意見交換会を開催する。また、内部統制部より報告を受け、必要に応じ調査を依頼することができる。

14. 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制

反社会的勢力への対抗姿勢として、企業としての信頼を維持し、業務の適正性・健全性を維持するために、「エンシュウ株式会社 行動規範」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除する。反社会的勢力による不当要求等に対しては、社内関係部門及び外部専門機関との協力体制を整備し、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、何らかの関係を有してしまったときは、外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する。

Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の「会社の体制及び方針」に沿った当社及びその関係会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）の当該連結会計年度における内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりです。

1. 法令遵守の体制

当社は、当社グループにおける取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社グループ各社が行動規範を定めるとともに、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、当社の行動規範をはじめとした遵守すべきルールの周知・徹底を図るため「コンプライアンスマニュアル」を作成して、教育・啓蒙活動を行っております。

当期は8月に「コンプライアンス意識調査」を実施し、その結果を踏まえてパワハラなど5項目を重点課題として取り組みました。3月にはe-ラーニングによる「コンプライアンス啓蒙教育」を実施し、その結果を委員会活動にフィードバックしております。

反社会的勢力との関係遮断、排除の取り組みとして、従業員への教育・啓蒙活動を行なうとともに、外部専門機関（静岡県企業防衛対策協議会等）とも連携して反社会的勢力に関する情報収集をし、予防対策を継続的に行なっております。

2. リスク管理の体制

当社グループにおける損失の危険の管理に関する取り組みとして、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、当社各部門及び当社グループ各社におけるリスク管理体制の整備の支援をするとともに、当社グループとして経営活動を阻害するリスク要因を整理し、特定した重要リスクについては、各部門において、その発生予防と損害の最小化を図ってまいりました。重要リスクの再評価及び見直しについては、年2回行なっております。

また、当社では「即報制度」ならびに「関係会社管理規程」を制定し、当社および当社グループで発生した重要事案については、当社および当社取締役（監査等委員である取締役を含む）に速やかに報告される体制を確立しております。特に重要品質問題については、社長を委員長とした品質管理委員会を設置し、早期に適切な処置が取れる体制としました。

3. 効率性確保の体制

当社は「組織・職務権限規定」を定めて、社長、執行役員及び役職者の職務権限と業務分掌を明示し効率的な職務執行体制を確保しております。

取締役会は、「取締役会規則」によって定められた重要な決議事項を定めるとともに、業務執行役員に対する職務執行状況について年4回の定期報告を義務化しております。当期は取締役会を16回開催しております。

取締役会の実効性確保のため、各取締役に対して「取締役会評価に関するアンケート」を行い、その分析・評価の結果を取締役会運営の改善に活かしております。

また、会社経営の円滑な遂行を図るため経営会議を設置し、一切の経営に関する重要な事項について必要な協議を行っており、当期は経営会議を23回開催しております。

当社グループとしては、例年当社グループ各社の役員が一堂に会する「現法合同役員会」を2回開催し、グループ各社の重要な経営方針の確認ならびに承認を行なっておりましたが、当期については新型コロナウイルス感染症予防、移動制限のため各社毎にウェブ会議に切替えて実施しました。また、「関係会社管理規程」により、その他の重要な案件の報告および承認についてもルールを定め、当社グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれる体制を確保しております。

4. 情報の保存管理

当社は、許認可文書・決算書類・契約書・諸規程・決議書類・その他法令により作成が義務づけられている文書を含む一切の業務文書で一定期間保存を要するものについては、必要な事項を「文書管理規程」に定めて、適切に保存管理しております。また、情報システムのセキュリティ対策として「標的型攻撃メール訓練」を実施し、当期は特に不審メール受信時のセキュリティ部署への通報体制の強化に重点をおきながら情報漏洩リスク低減に努めてまいりました。

5. 監査を支える体制

監査等委員は取締役会および経営会議等の重要な会議に出席し、また、代表取締役および会計監査人との定期的な意見交換の場を通して内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。さらに、監査等委員は内部統制部より毎月の定例報告会等により、内部統制部の監査計画に基づく監査の状況の報告を受け、また、監査等委員会として年2回監査結果の報告を受けております。

Ⅶ. コーポレートガバナンスに関する取り組み

1. 基本的な考え方

当社は、当社経営理念に基づき、様々なステークホルダーとの共存共栄を図りながら、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を企図した経営を行っております。

その実現のためには、経営の透明性、法令遵守および環境変化への迅速な対応等を確保できる体制が必要であり、取締役会はコーポレートガバナンス・ガイドラインを制定してコーポレートガバナンスの維持、強化に努めます。

2. 上場株式の政策保有に関する方針

当社は、株価変動リスクが財務状況に大きな影響を与え得ることに鑑み、当社グループの企業価値の維持・向上に資すると判断される場合を除き、原則これを保有しないこととしております。政策保有上場株式の時価総額は、2021年3月末現在、総資産の0.013%となっており、今後とも不要な政策保有株式は処分し縮減に努めます。

3. 指名・報酬諮問委員会

当社は、代表取締役・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする独立した諮問委員会として、指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役会は指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討については、指名・報酬諮問委員会の関与・助言を得ております。

4. 取締役会全体の実効性についての分析・評価

当社は、当社の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第31条第4項に基づき、各取締役が、取締役会の実効性等につき評価を行った上で、それを踏まえた前年度の分析・評価を2021年4月27日付取締役会において行いました。その結果は概ね良好でした。次年度取締役会においては、独立社外役員間および社内役員との情報交換の場をより一層活性化すると共に、新たな社会・環境課題等についての情報収集や意見交換にもより力を注いでまいります。

5. 相談役・顧問制度

相談役制度はありません。

顧問は現在おりません。

(注) 事業報告は、次により記載しております。

百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在) (単位：百万円、百万円未満は切捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,853	流動負債	12,040
現金及び預金	5,060	支払手形及び買掛金	1,842
受取手形及び売掛金	4,548	電子記録債務	928
電子記録債権	2,874	短期借入金	5,980
商品及び製品	2,056	リース債務	20
仕掛品	2,901	未払法人税等	16
原材料及び貯蔵品	1,320	賞与引当金	453
その他の	198	資産除去債務	3
貸倒引当金	△108	未払金	1,069
固定資産	14,143	その他の	1,725
有形固定資産	13,711	固定負債	10,948
建物及び構築物	2,611	長期借入金	5,700
機械装置及び運搬具	2,938	リース債務	64
土地	7,392	繰延税金負債	215
リース資産	24	再評価に係る繰延税金負債	1,563
建設仮勘定	219	役員退職慰労引当金	15
その他の	523	退職給付に係る負債	3,281
無形固定資産	135	資産除去債務	40
リース資産	61	その他の	68
その他の	74	負債合計	22,988
投資その他の資産	295	(純資産の部)	
投資有価証券	13	株主資本	7,115
繰延税金資産	98	資本金	4,640
その他の	185	利益剰余金	2,545
貸倒引当金	△2	自己株式	△70
資産合計	32,996	その他の包括利益累計額	2,891
		その他有価証券評価差額金	1
		土地再評価差額金	3,666
		為替換算調整勘定	96
		退職給付に係る調整累計額	△872
		純資産合計	10,007
		負債及び純資産合計	32,996

連結損益計算書

(2020年 4 月 1 日から
(2021年 3 月31日まで)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

科 目	金 額	
売上高		22,120
売上原価		19,153
売上総利益		2,967
販売費及び一般管理費		2,504
営業利益		463
営業外収益		
受取利息	21	
受取配当金	0	
雇用調整助成金	83	
その他の	107	212
営業外費用		
支払利息	229	
その他	22	251
経常利益		424
特別利益		
固定資産売却益	2	2
特別損失		
固定資産廃棄損	1	
減損損失	2	
出資金評価損	16	
その他	0	20
税金等調整前当期純利益		405
法人税、住民税及び事業税		104
法人税等調整額		51
当期純利益		250
親会社株主に帰属する当期純利益		250

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

残高及び変動事由	株 主 資 本			
	資 本 金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年4月1日残高	4,640	2,357	△69	6,929
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当		△63		△63
親会社株主に帰属する 当期純利益		250		250
自己株式の取得			△0	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	—	187	△0	186
2021年3月31日残高	4,640	2,545	△70	7,115

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額					純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計	
2020年4月1日残高	0	3,666	272	△1,063	2,875	9,804
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△63
親会社株主に帰属する 当期純利益						250
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	1		△176	190	15	15
連結会計年度中の変動額合計	1	—	△176	190	15	202
2021年3月31日残高	1	3,666	96	△872	2,891	10,007

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 8 社

連結子会社の名称

ENSHU (USA) CORPORATION

ENSHU GmbH

ENSHU (Thailand) Limited

BANGKOK ENSHU MACHINERY Co.,Ltd.

PT.ENSHU INDONESIA

遠州（青島）機床製造有限公司

遠州（青島）機床商貿有限公司

ENSHU VIETNAM Co.,Ltd.

(2) 非連結子会社の数 1 社

非連結子会社の名称 ENSHU INDIA PRIVATE LIMITED

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないので、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称 1 社

ENSHU INDIA PRIVATE LIMITED

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等の及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要な影響を及ぼしていないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社 8 社の事業年度末日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法によっております。

たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
工作機械商品及び製品、仕掛品は個別法、その他のたな卸資産は主として総平均法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 3～10年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法によっております。

なお、主なリース期間は5年であります。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	当社においては、従業員賞与の支払に充てるため、会社基準（支払予定額）による要支給額を引当てております。
役員退職慰労引当金	当社においては、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。なお、2007年4月27日開催の取締役会において、2007年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。当連結会計年度末における役員退職慰労引当金残高は、当制度廃止以前から在職している取締役に対する支給見込額であります。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	金利スワップの特例処理
ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段 金利スワップ ヘッジ対象 長期借入金
ヘッジ方針	長期運転資金の金利を固定化するためのものであります。
ヘッジ有効性評価の方法	金利スワップの特例処理の要件を満たしているので決算日における有効性の評価を省略しております。
退職給付に係る負債の会計処理の方法	退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。 過去勤務費用は、15年による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、15年による定額法により按分した額を、発生の日連結会計年度から費用処理しております。
消費税等の会計処理	税抜き方式によっております。

表示方法の変更

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 当年度の連結計算書類に計上した金額
当連結会計年度における棚卸資産の評価損は380百万円であります。
2. 会計上の見積りの内容について連結計算書類の理解に資するその他の情報
当社グループにおいて、当連結会計年度末における重要な会計方針4.（1）重要な資産の評価基準及び評価方法に記載のとおり、たな卸資産の評価基準は原価法（貸借対照表価額が収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としています。
また、営業循環過程から外れた棚卸資産については、一定の回転期間を超える場合、規則的に帳簿価額を切り下げる方法を採用しています。
工作機械関連事業部門において、顧客の設備投資活動に直接結びつけられる受注製品については、個別の品目ごとに受注金額から見積追加製造原価及び見積直接販売経費を控除した金額を正味売却価額としております。
正味売却価額が期末における取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としておりますが、工作機械関連事業部門のうちシステム工作機械においてはオーダーメイド方式のため、顧客との関係により高度な品質管理が求められている中、追加費用が発生する可能性があります。こうした追加費用に不確実性が認められ、当初の仮定よりも費用が増加した場合には、追加の評価損を計上する可能性があります。

追加情報

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、各国における経済活動が停滞し、今後の広がり方や収束時期等に関して不確実性が高く、経済正常化のタイミングについては見通しが極めて困難な状況にあります。

当社グループでは、当連結会計年度末時点で入手可能な外部の情報等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が少なくとも一定期間続くとの仮定のもと、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況が長期化した場合や、その経済環境への影響が変化した場合には、翌連結会計年度の当社グループの財政状態、経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建 物 及 び 構 築 物	1,778百万円
機械装置及び運搬具	1,160百万円
土 地	7,283百万円
計	10,221百万円

担保に係る債務

短 期 借 入 金	5,645百万円
長 期 借 入 金	5,555百万円
計	11,200百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

28,506百万円

3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額を基準とする方法、及び同条第4号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格（路線価）を基準として時価を算出しております。

再評価を行った年月日

2001年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の
帳簿価額との差額

△2,071百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式（株）	6,353,454	—	—	6,353,454

2. 配当に関する事項

配当金支払額

付 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	63百万円	10.0	2020年3月31日	2020年6月30日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2021年6月29日開催の第153回定時株主総会にて次のとおり付議いたします。

付 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	31百万円	5.0	2021年3月31日	2021年6月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については、運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）を銀行等金融機関からの借入による方法にしております。なお、長期借入金の返済期間は、3～5年であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての金銭債権等に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、一部の長期借入金の金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、デリバティブ取引については、内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	5,060	5,060	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,548	4,548	—
(3) 電子記録債権	2,874	2,874	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	4	4	—
(5) 支払手形及び買掛金	(1,842)	(1,842)	—
(6) 電子記録債務	(928)	(928)	—
(7) 短期借入金	(4,280)	(4,280)	—
(8) 長期借入金	(7,400)	(7,400)	0
(9) デリバティブ取引	(8)	(8)	—

(*)負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- (5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、並びに (7) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (8) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
長期借入金の支払期日が1年以内になったことにより、短期借入金に計上されたものについては、長期借入金として表示しております。
- (9) デリバティブ取引
為替予約の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。
金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記（8）参照）。
- (注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額9百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項
当社グループは、静岡県において、賃貸用の商業用施設（土地を含む。）を有しております。
2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末時価
1,755	1,585

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,587円07銭
1 株当たり当期純利益金額	39円71銭

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,590	流動負債	11,511
現金及び預金	3,377	支払手形	117
受取掛手形	7	買掛金	1,653
売掛金	4,726	電子記録債権	928
商品及び製品	2,874	短期借入金	5,980
仕入材料及び貯蔵品	793	未払金	16
材料及び貯蔵品	2,796	未払掛金	901
関係会社短期貸付金	912	未払消費税等	143
未収入金	968	未払法人税等	352
前払費用	16	前払受入金	3
前払費用	14	預り金	709
倒引当金	39	賞与引当金	122
倒引当金	63	営業外電子記録債権	453
倒引当金	△0	営業外電子記録債権	118
固定資産	14,768	営業外電子記録債権	3
有形固定資産	12,434	営業外電子記録債権	9
建物	1,946	固定負債	9,816
構築物	145	長期借入金	5,700
機械及び装置	2,419	リース負債	55
車両運搬具	11	再評価に係る繰延税金負債	1,563
工具、器具及び備品	301	繰延税金負債	0
土地	7,392	退職給付引当金	2,404
建物	3	役員退職慰労引当金	15
建設仮勘定	214	資産除去債務	40
無形固定資産	131	長期預り保証金	35
ソフトウェア	69	負債合計	21,327
リース資産	61	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,202	株主資本	6,363
投資有価証券	12	資本	4,640
関係会社株式	415	利益剰余金	1,792
出資金	0	利益準備金	12
関係会社出資金	1,383	その他利益剰余金	1,779
関係会社長期貸付金	285	繰越利益剰余金	1,779
従業員に対する長期貸付金	18	自己株式	△70
長期前払費用	61	評価・換算差額等	3,668
倒引当金	27	その他有価証券評価差額金	1
倒引当金	△2	土地再評価差額金	3,666
資産合計	31,358	純資産合計	10,031
		負債及び純資産合計	31,358

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

科 目	金 額
売上高	19,012
売上原価	17,288
売上総利益	1,723
販売費及び一般管理費	1,717
営業利益	5
営業外収益	
受取利息	35
受取配当金	0
受取ロイヤリティ	30
雇用調整助成金	83
その他の	60
営業外費用	
支払利息	226
為替差損	31
その他の	18
経常損失(△)	△59
特別利益	
固定資産売却益	0
特別損失	
投資有価証券売却損	0
固定資産廃棄損	1
関係会社出資金評価損	112
税引前当期純損失(△)	△173
法人税、住民税及び事業税	7
当期純損失(△)	△181

株主資本等変動計算書

(2020年 4 月 1 日から
(2021年 3 月31日まで)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

残高及び変動事由	株主資本					
	資 本 金	利益剰余金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
2020年 4 月 1 日 残 高	4,640	6	2,030	2,036	△69	6,608
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		6	△69	△63		△63
当 期 純 損 失 (△)			△181	△181		△181
自 己 株 式 の 取 得					△0	△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)						
事業年度中の変動額合計	—	6	△250	△244	△0	△245
2021年 3 月 31 日 残 高	4,640	12	1,779	1,792	△70	6,363

残高及び変動事由	評価・換算差額等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2020年 4 月 1 日 残 高	0	3,666	3,666	10,274
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△63
当 期 純 損 失 (△)				△181
自 己 株 式 の 取 得				△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	1		1	1
事業年度中の変動額合計	1	—	1	△243
2021年 3 月 31 日 残 高	1	3,666	3,668	10,031

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法によっております。

たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品 工 作 機 械 個別法

輸 送 機 器 他 総平均法

半製品・原材料・貯蔵品 総平均法

仕 掛 品 工 作 機 械 個別法

輸 送 機 器 他 総平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～50年

機械及び装置 10年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法によっております。

なお、主なリース期間は5年であります。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員賞与の支払に充てるため、会社基準（支払予定額）による要支給額を引当てております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 過去勤務費用は、15年による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、15年による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理しております。
役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。なお、2007年4月27日開催の取締役会において、2007年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。当事業年度末における役員退職慰労引当金残高は、当制度廃止以前から在職している取締役に対する支給見込額であります。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法	
ヘッジ会計の方法	金利スワップの特例処理
ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段 金利スワップ ヘッジ対象 長期借入金
ヘッジ方針	長期運転資金の金利を固定化するためのものです。
ヘッジ有効性評価の方法	金利スワップの特例処理の要件を満たしているので決算日における有効性の評価を省略しております。
消費税等の処理方法	税抜き方式によっております。

会計上の見積りに関する注記

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額
当事業年度における棚卸資産の評価損は269百万円であります。
2. 会計上の見積りの内容について計算書類の理解に資するその他の情報
連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

追加情報

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、各国における経済活動が停滞し、今後の広がり方や収束時期等に関して不確実性が高く、経済正常化のタイミングについては見通しが極めて困難な状況にあります。

当社は、当事業年度末時点で入手可能な外部の情報等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が少なくとも一定期間続くとの仮定のもと、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況が長期化した場合や、その経済環境への影響が変化した場合には、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	1,651百万円
構築物	126百万円
機械及び装置	1,160百万円
土地	7,283百万円
計	10,221百万円

担保に係る債務

短期借入金	5,645百万円
長期借入金	5,555百万円
計	11,200百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

27,004百万円
3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権

1,663百万円

長期金銭債権

285百万円

短期金銭債務

4百万円

なお、区分掲記したものについては除いております。
4. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額を基準とする方法、及び同条第4号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格（路線価）を基準として時価を算出しております。

再評価を行った年月日

2001年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,071百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	1,028百万円
仕入高等	421百万円
営業取引以外の取引高	67百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式（株）	47,384	464	—	47,848

税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額であります。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引額	科 目	期 末 高
						役員の兼任等	事 業 上 の 関 係				
法人 主要株主	ヤマハ発動機(株)	静岡県磐田市	85,973	二輪車船舶機製造	直接10.28%	なし	二輪車用エンジン部品等の受託加工	受託加工	5,939	売掛金	824
										電子記録債権	999
								原材料の仕入	2,751	買掛金	830

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1.受託加工及び原材料の仕入については、市場価格、総原価を勘案して価格交渉のうえ、一般的取引条件を参考に決定しております。

2.上記取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引額	科 目	期 末 残 高
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ENSHU (USA) CORPORATION	米国 イリノイ州	2,302 千米ドル	各種工作機械・専用機の販売およびサービスの委託	100%	なし	各種工作機械・専用機の販売およびサービスの委託資金の貸付	機械等の販売	426	売掛金	312
								利息の受取	11	関係会社短期貸付金	442
子会社	ENSHU GmbH	ドイツ ランゲン	511 千ユーロ	各種工作機械・専用機の販売およびサービスの委託	100%	なし	各種工作機械・専用機の販売およびサービスの委託資金の貸付	機械等の販売	123	売掛金	80
								利息の受取	3	関係会社短期貸付金	259
子会社	ENSHU VIETNAM Co.,Ltd.	ベトナム バクニン	11,460 千米ドル	輸送機器の部品製造および工作機械および部品の製造・メンテナンス	100%	なし	輸送機器の部品製造および工作機械および部品の製造・メンテナンスの委託資金の貸付	利息の受取	18	関係会社短期貸付金	265
										関係会社長期貸付金	224

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1.機械等の販売については、市場価格、総原価を勘案して価格交渉のうえ、一般的取引条件を参考に決定しております。
- 2.議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
- 3.ENSHU (USA) CORPORATION及びENSHU GmbHに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- 4.ENSHU VIETNAM Co.,Ltd.に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は2017年6月から2023年12月まで3ヵ月ごとに返済としております。なお、担保は受け入れておりません。
- 5.上記取引金額には消費税等は含まれておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,590円86銭
1 株当たり当期純損失金額(△)	△28円79銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

エンシュウ株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
名古屋事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士 小 出 修 平 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士 堤 紀 彦 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エンシュウ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エンシュウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

エンシュウ株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
名古屋事務所

指定社員 公認会計士 小 出 修 平 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 堤 紀 彦 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エンシュウ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第153期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第153期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

エンシュウ株式会社	監査等委員会
常勤監査等委員	中村 泰之 ㊞
監査等委員	石塚 尚 ㊞
監査等委員	森 和彦 ㊞

(注) 監査等委員石塚尚及び森和彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

[illegible]

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

日時 2021年6月29日（火曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）

場所 静岡県浜松市中区板屋町111-1 アクトシティ浜松 中ホール



交通のご案内



電車

J R 浜松駅北口より徒歩5分

J R 浜松駅前・バスターミナル地下広場から

アクトシティ連絡地下道 B をご利用いただくと便利です。

エンシュウ株式会社

〒432-8522 静岡県浜松市南区高塚町488番地

電話：053-447-2111（代表）

<https://www.enshu.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

